

# 多可町いじめ防止対策改善基本計画

令和2年4月  
多可町教育委員会

## 目 次

はじめに	1
第1 いじめ問題に関する基本的な考え方	2
1 いじめ防止対策に関する基本理念	2
2 いじめの定義といじめの基本認識	2
第2 いじめ防止対策に向けた3つの視点	3
1 未然防止の取組（視点1）と早期発見・早期対応の取組（視点2）	3
2 教職員が抱えている業務や行事に関する負担軽減に向けた取組（視点3）	3
第3 いじめ防止対策改善基本計画	4
1 未然防止の取組（視点1）	4
2 早期発見・早期対応の取組（視点2）	5
3 教職員が抱えている業務や行事に関する負担軽減に向けた改善計画の策定と実施 （視点3）	7
第4 多可町いじめ防止対策改善基本計画の効果・検証	8

## はじめに

平成29年5月に町内で当時小学5年生の女子児童が自ら命を絶つという大変痛ましい事案が発生しました。多可町教育委員会（以下、「教育委員会」という。）では、二度とこのような悲しい事案が起きないように、令和元年11月12日に「多可町いじめ防止対策検証委員会」（以下、「検証委員会」という。）を設置し、「多可町いじめ防止対策改善基本計画」（以下、「本基本計画」という。）の策定並びに取組状況の評価検証について諮問を行い、令和2年4月6日に検証委員会から答申を受けました。

検証委員会では、本基本計画を検討するに先立ち、町内小学校及び中学校の教職員にヒアリングを行い、現在の「いじめ防止対策」の取組状況及びその問題点等について聴取されました。その結果、現在、学校で取り組んでいる「いじめ防止対策」について、「①未然防止の取組」、「②早期発見・対応の取組」に加え、これらの取組をより充実させるためには、「③現在教職員が抱えている業務や行事に関する負担軽減に向けた取組」が必要であるとの問題提起をいただきました。

答申を受け、教育委員会では、本基本計画において、いじめの未然防止に向けた組織的な体制づくりや早期発見・早期対応の取組を一層充実させるためには、教育活動に最前線で取り組む教職員が、心に余裕をもって子どもたちと向き合う時間を確保することが重要であるとの位置づけを行いました。そして、学校や教育委員会が、家庭や地域、関係機関と連携しながら本基本計画を実践することで、子どもたちが自らを律しつつ、他者と協調し、人を思いやる心をもった豊かな人間性を育てていくことが我々に課せられた重大な責務であると考えています。

平成29年9月に制定した「多可町いじめ防止等に関する条例」の冒頭に、「子どもは、それぞれ一人の人間としてかけがえのない存在であり、将来のまちづくりを担う町の大切な宝です」と宣言しています。町の大切な宝である子どもたちが「いじめ」のない社会で健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境の実現を目指し、いじめを許さない文化と風土を町全体でつくり、いじめの根絶に向けて取り組んでいきます。

## 第1 いじめ問題に関する基本的な考え方

### 1 いじめ防止対策に関する基本理念

- いじめは全ての児童生徒に関係し、全ての学校で起こり得るものである。このことを十分に認識した上で、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを児童生徒が十分に理解し、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、子どもの最善の利益という理念のもと、町、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、町民総がかりでいじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

\* 「多可町いじめ防止等に関する条例」（平成29年9月制定）第3条（基本理念）より抜粋

### 2 いじめの定義といじめの基本認識

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

\* 「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第2条（定義）より抜粋

#### (2) いじめの基本認識

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。

- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

## 第2 いじめ防止対策に向けた3つの視点

### 1 未然防止の取組（視点1）と早期発見・早期対応の取組（視点2）

多可町教育委員会は、多可町いじめ調査委員会の平成31年3月31日付調査報告書において、いじめによる重大な被害の発生を防止するためには、「いじめ」が発覚したときに、その問題に対処し、再発防止策を講じることも重要であるが、それ以上に「いじめ」を未然に防止する、あるいは早期に「いじめ」の芽を摘むという観点からの体制の整備と教職員らの児童生徒への対応が重要であり、「いじめ」を未然に防止するための取組と、「いじめ」を早期に発見し、早期に対応するための取組の2つの視点から、その対策を検討すべきであるとの提言を受けた。

提言の具体的な取組内容は、①いじめアンケートの実施方法の改善、②ストレスチェックの活用、③生徒指導上の課題の的確な引き継ぎ、④教職員の「いじめ」に対する感度を磨くことの重要性、⑤学校と保護者との連携、⑥単なる傍観者も「いじめ」の加害者であることの周知徹底等であった。

教育委員会として、上記①～⑥の取組を推進するにあたっては、多可町いじめ調査委員会並びに検証委員会からの提言内容を踏まえ、未然防止の取組（視点1）及び早期発見・早期対応の取組（視点2）の視点から具体的な対策を講じる必要があると考えている。

### 2 教職員が抱えている業務や行事に関する負担軽減に向けた取組（視点3）

検証委員会は、令和2年1月6日には町内小学校を、同月27日には町内中学校を各訪問し、校長、教頭等管理職を含む教職員から、現在のいじめ防止対策の取組状況についてヒアリングを実施された。このヒアリング結果について、検証委員会から教育委員会に対して、教職員らは、「子どもたちとしっかりと向き合いたい」という強い思いを有しており、いじめの未然防止のために日々努力を重ねていることが把握できたと一定の評価を受けた。しかし、一方では、教職員から、「いじめ防止対策の取組の必要性は当然理解するが、日々の業務や学校行事が多忙過ぎるため、一人ひとりの子どもと向き合う時間は限られている」という課題

も多く聞かれたとの指摘を受けた。

教職員らが子どもたちとしっかりと向き合いたいという強い思いを有していることを、多可町立小中学校の有する“強み”と捉えるべきだという考えのもと、検証委員会からは、いじめ防止に向けて、教職員が一人ひとりの児童生徒と向き合い、「いじめ」に対する感度を磨くことを目的として、教職員が日々抱えている業務や行事に関する負担を軽減していくことが、いじめ防止対策に向けた3つ目の視点であるとの提言を受けた。

### 第3 いじめ防止対策改善基本計画

#### 1 未然防止の取組（視点1）

##### (1) いじめを生まない土壌を育てる

###### ① 命や人権を尊重し、豊かな心を育てる

ア 「多可町いじめ防止等に関する条例」の制定

→ 町内全戸にリーフレットの配布

イ 毎月1日を「いのちと人権の日」とし、すべての学校において「いのちと人権」を大切にす取組を推進

\* 学校長、学級担任による「いのちと人権」についての講話、「多可町こども憲章」の唱和等

\* あらゆるハラスメントを許さない環境づくりの推進（児童生徒、教職員共）

ウ 命の授業・赤ちゃん先生等、外部講師を招聘し、「かけがえのない命」について学ぶ授業を実施

エ 学級活動・道徳教育の充実

\* いじめに対する正しい理解を図る授業資料（学習指導案）の作成

\* 「いじめとは何か？」等、いじめの4層構造に基づく正しい理解、ロールプレイを活用したいじめ対応のソーシャルスキルトレーニングの実施

\* 弁護士等による「いじめの予防授業」の実施

オ 「多可町人権教育コア・カリキュラム」を核とした様々な人権課題の学習の推進

カ 「多可町いじめ防止サミット」の開催

→ 各小中学校の児童・生徒会による「いじめ」をなくす取組の推進

###### ② 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

ア 全ての児童生徒が参加・活躍できる「わかる授業」の実践

イ 自己有用感を育む学級活動、学校行事の実施

ウ 「放課後子ども広場」の開設

\* 小学校の放課後の校庭（雨天時は体育館）に安全管理員を配置し、子どもたちが安全に安心して異年齢集団による群れ遊びができる機会と場所を提供

## (2) 対人関係のスキルを高める

### ① 対人関係スキルの向上

「心の健康教育」の推進

\* 小学校1年生～中学校3年生までの9年間で、ストレス対処スキルや認知スキル、アンガーマネジメントスキル、傾聴スキル、アサーティブコミュニケーションスキル等、ソーシャルスキルを体系的、系統的に学ぶ学習プログラムを実施する。

## (3) いじめを未然に防ぐ組織体制の整備

### ① 生徒指導上の課題の的確な引き継ぎ

ア 「いじめの記録（児童生徒カルテ）」による引き継ぎ体制の整備

イ 引き継ぎ基準（様式・方法・内容）の整備

ウ 統合型校務支援システムを活用した「児童生徒カルテ」を導入

### ② 「いじめ防止基本方針」の実効性を高める

ア 「多可町いじめ防止基本方針」の改定・・・「兵庫県いじめ防止基本方針」改定に伴い、「多可町いじめ防止等に関する条例」の内容も踏まえて改定

イ 各校の「いじめ防止基本方針」の年間指導計画への位置づけ

ウ 各校の「いじめ防止基本方針」の児童生徒及び保護者への周知・啓発

エ いじめ防止や対応等の取組に係る学校評価の実施

→ PDCAサイクルによる改善

## 2 早期発見・早期対応の取組（視点2）

### (1) 早期発見の取組

#### ① 教職員の対応能力の向上（教職員のいじめ対応研修の充実）

ア 教職員悉皆研修等による「いじめ対応研修」の実施

\* 平成31年3月31日付、多可町いじめ調査委員会の調査報告書の内容

を踏まえた研修の継続的な実施

イ 教職員悉皆研修等による「児童生徒理解研修」の実施

② 日常的な実態把握

ア 全児童生徒を対象として「学校生活相談シート（町統一のいじめアンケート）」の実施

\*児童生徒（年5回程度）・・・アンケートを自宅に持ち帰って記入し、封筒に入れて提出（記名式と無記名式の併用）

[スケジュール（例）：4・9・1月（記名）、6・11月（無記名）]

\*各家庭（学期に1回）・・・「いじめ発見のポイント（家庭用）」の配布

[スケジュール（例）：7・12・2月]

イ 全児童生徒を対象として「心の健康アンケート（ストレスチェック）」を年2回程度実施

[スケジュール（例）：5・10月]

・・・アンケートの集計はスクールサポートスタッフが行う等、教職員の負担を軽減

・・・スクールカウンセラーと連携した集計結果の評価分析、問題児童生徒の心のケア体制の整備

③ 相談しやすい環境づくり

ア 担任と子ども、保護者の双方向の連絡相談体制の充実

\*連絡帳（小学校）や生活ノート（中学校）による双方向の連絡相談体制の整備や教育相談週間の実施

イ 「多可っ子相談カード」の配布

\*「多可っ子悩み相談」や「ひょうごっ子悩み相談」の窓口紹介カードを児童生徒に配布（生活ノートや連絡帳に貼付して活用）

ウ いじめの相談窓口の掲示

\*校内の相談窓口の掲示、その他関係機関の相談窓口一覧を学校内に掲示

④ 家庭との連携

ア 各家庭に「家庭教育の手引き」を配布

→ 家庭でのいじめ対応について啓発

\*「いじめのサインを見逃さないために」「ネットの危険から子どもを守るために」「相談先一覧」等を記載

イ 各学校の「いじめ防止基本方針」を保護者へ周知・啓発

\* P T A総会、学校のHP等で紹介

## (2) 早期対応の取組

### ① いじめ対応チームによる組織的な対応

ア いじめ（その疑いを含む）が起きたときの組織的対応の徹底

\* 「いじめが起きた場合（いじめの疑いも含む）の組織的対応の流れ」の見直し

\* いじめの疑いが生じた場合に、個々の教職員の判断に依らず、「いじめ対応チーム」（組織）で判断・対応することの徹底

\* いじめが起きた場合、被害児童生徒の保護者だけでなく、加害児童生徒の保護者への連絡の徹底

### ② 関係機関と連携したいじめ対応

ア 子育て・学校園サポートチームの設置

\* 学校の指導・支援だけでは解決しない事案については、多可町役場各課（学校教育課、こども未来課、健康課、福祉課）及び臨床心理士、スクールソーシャルワーカー等の専門家で組織した「子育て・学校園サポートチーム」でケース会議を開き、多面的な視点で課題解決に向けて総合的な支援を行う体制の整備

イ スクールカウンセラーを学校教育課に配置し、定期的に小学校・中学校に派遣することによる、児童生徒・保護者・教職員の心理相談に応じる体制のさらなる強化

ウ スクールソーシャルワーカーを学校教育課に配置し、定期的に小学校・中学校に派遣することによる、児童生徒・保護者・教職員・地域の支援機関のさらなる有機的連携に向けた体制の整備

エ スクールロイヤー（特に子どもの権利擁護を理解した適切な弁護士）の導入

## 3 教職員が抱えている業務や行事に関する負担軽減に向けた改善計画の策定と実施（視点3）

多可町教育委員会では、いじめ防止対策に向けた3つ目の視点として、各学校の実情に応じて、教職員の負担軽減策を講じることが重要であると考えている。

その為、各学校の管理職が主導し、教職員が子どもたちに向き合う時間を確保することを目的として、学校ごとに教職員の負担軽減に向けた改善計画を策定し、

それに基づく改善策を実施することとする。各学校は、令和2年7月末を目途に改善計画を検証委員会に提出する。

#### 第4 多可町いじめ防止対策改善基本計画の効果・検証

学校及び教育委員会における本基本計画の取組状況については、より効果的で実効的な取組になるよう、今後一定の期間、年に2回程度の検証委員会を開催し、第三者機関による評価を行い、その効果を客観的に検証し、改善に繋げることとする。なお、検証委員会は、広く住民の意向や意見を反映できるよう、公開して実施する。

以下参考；検証委員会から提言を受けた「教職員の負担軽減に関する神戸市の取組事例」

##### (1) 日々の業務の効率化

###### ① 夜間電話については音声アナウンスへ切替

原則17時以降の電話については電話機を音声アナウンスに切り替えて対応する。

###### ② 夏休みプールの見直し

小学校では夏休み期間中、学校の教育活動ではプールを原則として使用しない。

###### ③ 効率的な会議運営の推進

必要な会議を精選した上で、効率的な運営を目指す。

###### ④ スクールサポートスタッフの配置

令和2年度は全小学校にスクールサポートスタッフを配置する予定である。また、中学校への配置増員も目指す。

###### ⑤ ストレスチェックの評価分析を大学等の専門機関と連携（令和3年度以降）

現状ではストレスチェックの評価分析は、スクールカウンセラーと養護教諭が連携しながら行っている。今後は大学等の専門機関とも連携し、更なる負担軽減を目指す。

###### ⑥ その他の見直し

\*挨拶はがき（暑中見舞い、年賀状）は一律に送付しない。

\*学校、学年、学級だよりについて、情報の重複を避け、必要に応じて一元化を図る。

\*小学校における動物飼育については段階的に縮小する。

(2) 行事の見直し

① 定期家庭訪問の見直し

希望する家庭のみ実施したり、所在地の確認のみ実施する。

② 学校行事の見直し

\*入学式、卒業式、運動会、音楽会、文化祭等の行事について簡素化を図る。

\*上記以外の学校行事（PTA主催行事を含む）についても教育効果を再検討し、精選する。（例：2分の1成人式、〇〇小フェスティバル）

③ 宿泊を伴う行事の見直し

\*小学校

ア 野外活動の段階的廃止

イ 5年時の自然学校、6年時の修学旅行を除く、その他の宿泊行事の段階的廃止

\*中学校

1、2年時の野外活動等の宿泊行事について、宿泊日数の見直し

④ その他の見直し

行事の記録写真・DVDの販売について、事業者によるインターネット販売への切り替え等を検討する。

(3) 地域行事への参加の見直し

\*各地域で実施されている地域行事への教職員の参加について、教育効果を再検討し、精選する。